

大鰐町小学生スポーツ・文化活動支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 大鰐町に在住する小学生のスポーツ及び文化振興を図るため、スポーツ・文化活動に係る経費に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、大鰐町補助金等の交付に関する規則（昭和49年大鰐町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の助成対象者は、町内に在住する3学年以上の小学生とし、学校部活動、スポーツ少年団、地域クラブ活動などのスポーツ・文化活動を主催する団体に所属する者を対象とする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、大会参加費、所属団体の活動費等の徴収金とし、他の助成金等の対象となる経費は除くものとする。

なお、大会参加費については、所属する団体から参加するものを対象とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は3,000円を上限とし、対象者1人につき交付回数は1回とする。

なお、対象経費が上限に満たない場合は、対象経費実額とする。

(対象期間)

第5条 助成金の対象となる期間は、毎年度4月1日から翌年2月29日までとする。

(助成金の交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付申請を行う者は、大鰐町小学生スポーツ・文化活動支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 交付申請内訳書（様式第2号）

(2) 在籍証明書（様式第3号）

(3) 助成対象経費が確認できる資料

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項第2号の在籍証明書は、町内の団体に所属する場合は添付を省略し、別途町長から所属する団体の代表者へ証明依頼を行うものとする。

(助成金交付決定の通知)

第7条 町長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の適否を決定するものとする。

2 前項の規定により交付の適否を決定したときは、大鰐町小学生スポーツ・文化活動支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付方法)

第8条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が指定する金融機関へ口座振込により助成金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の報告により、不正に助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱及びこの要綱に基づく町長の指示に従わないとき。

(3) その他助成金を交付することが不相当と認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（令和6年7月大鰐町教育委員会告示第12号）

この要綱は、告示の日から施行する。